

## 国土交通省行政手続コスト削減計画（営業の許可・認可）

### 1. 基本計画策定対象となる手続数及び年間手続件数の総計

- ①基本計画策定対象となる手続数：142手続
- ②年間手続件数総計：1,569,940件

### 2. 1のうち、コスト計測手続に係る手続数、年間手続件数の総計及び総行政手続コスト

- ①コスト計測手続に係る手続数：21手続
- ②①にかかる手続の年間件数の総計：1,410,021件
- ③総行政手続コスト：81,368,718時間

### 3. 行政手続コスト20%削減への「道筋」

国土交通省としては、各手続で20%以上の行政手続コストの削減を達成すること  
を目標として取り組むことにより、省全体として20%以上の行政手続コストの削減  
を達成する所存。以下に代表的な取組を紹介する。

#### (1) 提出書類・情報の見直し

不動産特定共同事業法における許可内容の変更届出において提出書類の削減【平成29年度】を行ったことをはじめとして、計103手続において、更なる手続書類の簡素化を検討予定【平成30～31年度】。申請書類等の作成に係る事業者の負担を軽減することにより、行政手続コストの削減が見込まれる。

#### (2) オンライン手続の導入

建設業許可をはじめとする8つの手続について、オンライン手続の導入を検討【平成30年度】。オンライン手続が導入された場合、当該手続のうち提出資料の印刷等に要している時間が不要になり、行政手続コストの削減が見込まれる。

#### (3) オンライン手続の周知

港湾運送法の事業概況報告書提出、道路運送法の報告書提出、測量法の営業経歴書等の提出をはじめとして、現在すでにオンラインによる手続が可能な34手続について、オンラインによる手続の周知に努める【平成29年度】。オンライン手続の利用率が高まることにより、当該手続のうち提出資料の印刷等に要している時間が不要になり、行政手続コストの削減が見込まれる。

#### (4) 真正性・本人確認の見直し

現在押印等により真正性・本人確認を行っている 85 手続について、航空法における運賃及び料金の認可、運賃及び料金の変更認可、事業計画の変更認可、事業計画の変更の届出の 4 つの手続において電子署名を不要とした【平成 29 年度】ほか、その他の 81 手続についても、押印については「押印見直しガイドライン」の改訂、電子署名については「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」の改訂を踏まえ、真正性・本人確認の見直しについて検討予定【平成 30～31 年度】。

検討の結果、押印等が不要となった手続については、押印や電子署名に要する手続コストが不要となるほか、オンラインシステムを構築していない手続においても電子メール等による提出が可能となる可能性もあることから、提出資料の印刷等に要している時間が不要になり、行政手続コストの削減が見込まれる。

#### (5) その他

122 手続で電子媒体による様式の配布など申請様式のデジタル化、104 手続で記載例の作成など様式の記載方法の見直し、46 手続で相談体制の充実、42 手続で様式・書式の統一について一定の取組を進めているところであり、事業者の利便性向上や資料作成コストの削減を図っている。

以上

